

判決年月日	平成20年2月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成19年(行ケ)10181号		
発明の詳細な説明の記載が当業者が発明を容易に実施することができる程度に記載されていないとした審決が取り消された事例			

(関連条文) 平成6年法律第116号による改正前の特許法36条4項

(要旨)

本件は、スイス国法人である原告が「並列して起立している刷紙に対して垂直方向で指向して堆積体を形成するための装置」とする名称の発明につき特許出願をしたところ、拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求したが、特許庁から請求不成立の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。争点は、審判手続の法令違背の有無、及び、本願発明の明細書及び図面の記載がいわゆる実施可能要件を満たすか、である。

本判決は、審判手続に法令違反があったとする原告の主張は排斥したが、実施可能要件について次のとおり判示するなどして、審決を取り消したものである。

「本願明細書には、本願発明の刷紙が「移送装置2」により移送され、排紙台3上に起立した状態で堆積されるものであること、「刷紙区分装置8」の構成要素である「刷紙区分部材9」及び「支持要素10」が、「排紙台3」に移送された堆積体を二つに分離し、区分するための部材であること、区分された堆積体は両端をマガジン13に収納された終端板5・12に挟まれ、そのまま担持機構4と担持機構11に担持され、紐掛け装置において結束されるという一連の手順が理解できる程度に記載されているものと認められるから、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(当業者)が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果が記載されているものと認められる。」